

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年11月13日
【会社名】	タツモ株式会社
【英訳名】	TAZMO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 俊夫
【本店の所在の場所】	岡山県井原市木之子町6186番地
【電話番号】	0866-62-0923（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 亀山 重夫
【最寄りの連絡場所】	岡山県井原市木之子町6186番地
【電話番号】	0866-62-0923（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 亀山 重夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 408,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月9日に提出いたしました有価証券届出書について、平成27年11月13日付で四半期報告書（第44期第3四半期 自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）を中国財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた第43期有価証券報告書及び第44期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

中略

#### 第4 最近の業績の概要

第44期第3四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）における売上高の概算見込みは、9,280百万円です。なお、当概算見込みは、決算処理前の暫定の数値であり、精査によっては変動する可能性があります。また、金融商品取引法に基づく監査法人の四半期レビュー手続きを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

また、売上高以外の指標は、本有価証券届出書提出時点で精査中であり、記載すると却って投資家の投資判断を誤らせる恐れがあるため、記載していません。

（訂正後）

#### 第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた第43期有価証券報告書及び第44期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

中略

「第4 最近の業績の概要」の全文削除

### 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 中国財務局長に提出
四半期報告書	第44期 第2四半期	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月10日 中国財務局長に提出

以下省略

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 中国財務局長に提出
四半期報告書	第44期 第3四半期	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月13日 中国財務局長に提出

以下省略

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月10日

タツモ株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越智 慶太	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 昇	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタツモ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**強調事項**

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において4期連続で営業損失を計上しており、また、取引金融機関から返済条件の緩和を受けている。当第3四半期連結累計期間においては、営業利益762,140千円及び四半期純利益657,796千円を計上しているが、引き続き取引金融機関から返済条件の緩和を受けていることから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。  
会社の対応策の実施については、ほぼ完了し効果が現れつつあるが、引き続き取引金融機関から返済条件の緩和を受けていることから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。  
なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年11月9日開催の取締役会において、弘塑科技股份有限公司に対する第三者割当増資による新株式発行及び弘塑科技股份有限公司との業務提携契約の締結を内容とする資本業務提携を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。